

## 第5. 水産業制度資金について

### (1) 北海道漁業近代化資金

漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として、昭和44年に創設された資金で、漁協等の金融機関が漁業者等に長期かつ低利の施設資金等を融資できるように利子補給を行う制度です。

(R3.4～R4.3まで) (単位：千円)

資金種類 融資機関名	承認数	1号資金		2号資金	3号資金	4号資金	5号資金	6号資金	7号資金	合計
		20t以上	20t未満							
ひだか漁協	件数	2	0	0	1	0	0	0	0	3
	金額	16,540	0	0	1,000	0	0	0	0	17,540
日高中央漁協	件数	0	0	1	0	2	0	0	0	3
	金額	0	0	4,800	0	33,500	0	0	0	38,300
えりも漁協	件数	2	0	2	0	0	0	0	0	4
	金額	15,190	0	16,380	0	0	0	0	0	31,570
合計	件数	4	0	3	1	2	0	0	0	10
	金額	31,730	0	21,180	1,000	33,500	0	0	0	87,410

- ※ 1号資金・・・漁船に係る資金
- 2号資金・・・漁船漁具保管修理施設等に係る資金
- 3号資金・・・漁場改良造成用器具等に係る資金
- 4号資金・・・漁具等に係る資金
- 5号資金・・・水産動植物の種苗購入・育成に係る資金
- 6号資金・・・漁村環境整備施設に係る資金
- 7号資金・・・大臣特認に係る資金